

保存資料

労働省婦人少年局婦人労働課

婦人労働資料第27号

昭和28年 7月

昭和27年における女子保護の概況

労働省婦人少年局

女子保護実施状況よりみたる労働者保護の概要

従来、労働基準法に規定されている女子保護規定の実施状況については、女子年少者労働基準規則第十九条により、十人以上の女子労働者を使用する事業主は、毎年一回所定の様式により必要事項を記載の上、所轄労働基準監督署長に提出しなければならなかつたのであるが、この規定は、昭和二十七年七月労働基準法の改正に伴い、事務簡便化の見地より、削除され、以後、随時抽出調査することとしたのである。

そこで婦人少年局は、最初の試みとして、本年四月、新たに、調査票を作成のうえ、各事業場における女子労働者保護の概況について調査を実施した。以下調査結果を述べるに先だち簡単に調査の内容に触れてみる。

(1) 調査の対象 調査事業場としては、労働基準法の適用をうける事業で、女子従業員を五十人以上使用する事業を対象とし、このため昭和二十六年に婦人少年局で作成した女子五十人以上を使用する事業場名鑑によることとした。即ち、右事業場名鑑に記録されている四、〇一六の事業場にあてて、本年四月所定の調査票を送付し、必要事項を記入のうえ、本府婦人少年局に提出方を依頼した。

これにより回収できた調査票は、一九三五であるが、このなかには企業規模が縮小されたため調査当時使用女子五十人に達しないものなどが相奇数みられたため、この調査に利用できたものは、一七二九事業場に関するものであつた。

なお、右事業場名鑑作成以降において、調査対象に該当するに至つたものも、少からず、あるものと考えられるが、諸般の事情から、本調査に含めることができなかった。

(2) 調査の時期及び事項

この調査は、昭和二十七年一月一日から同年十二月末日までの間における女子保護の概況に関するものであつて、その主たる内容は次のとおりである。

(一) 労働者数

(二) 新規採用及び退職者数

(三) 産前休業

(四) 産后休業

(五) 妊娠中の退職者数

(六) 産前における転場業務転換者数

(七) 育児時間

(八) 異常産件数

(九) 生理休暇

(十) 就業規則等における女子保護規定

(十一) 母性保護施設

なお集計に当つては、日本標準産業分類による産業大分類別（但し製造業については中分類）に行つた。

以下、調査対象事業場の概要を記しそれから各調査事項につき要約してみよう。

一、事業場 総数一七二九事業場のうち、紡織業が八八五事業場、四割を首位を占め、次順位の化学工業の五倍近い。以下鉱業 サービス業と続いている。以上の四産業で全数の大半をしめている。

企業形態では、株式会社が一四七四で八五%をしめる。（表一参照）又使用女子労働者の規模別よりみると、紡織業がその規模最も大きく、二〇〇〇人以上を使用するものが五、一〇〇〇人以上のものが三九事業場である。以下化学工業がこれに次いでいる。（表二参照）

二、労働者

昭和二十七年十二月三十一日現在でみると、総数一、二八万七千人でこのうち女子労働者は、三九万で三割をしめる。

女子労働者が半数以上をしめる産業は、最高七五%の紡織業を筆頭に、次でゴム製品製造業、卸小売業、煙草製造業の五産業となつている。

なお、女子労働者三九万四千人のうち、五歳未満の年少女子労働者は、八万七千人で二二%をみせている。

有夫者は、三万六千人で女子労働者の一割近い比率となつている。産業別にみると鉱業は、女子労働者三人に一人位の有夫者を有し、その割合が高く、紡織業は五%で、平均割合の二分の一程度となつている。

(表三参照)

本調査では、昭和二十七年一月と十二月末の二時期における労働者を調べたのでこの二時期における労働者の推移をみよう

労働者総数では、三万一千人の減となつている、このうち女子労働者は、二万七千人近くを占め、総減員の九割方に達している

女子労働者の減じた産業では、紡織業が最も多く、約三万近い、これは同年二月の紡績操短勧告による影響に因るものと考えられる

右の外女子労働者の減一十人を超えるものに、鉱業がある、これに対し、増一十人以上のものは、電気機械器具製造業のみにすぎない

以上のごとく、労働者が全般的減員傾向を辿っているに拘わらず、有業者については、反対に二千人と増えているのは注目される、(表四参照)

三、新規採用及び退職者数

(a) 採用者数

調査事業場において、昭和二十七年中に採用した総数は、三万二千七百人、うち女子労働者は八万二千七百人である、女子労働者の中には、満十八才未満のものが四万二千七百人、満十八才以上のものを八万二千七百人とする。

採用総数に対する女子労働者の比率の高い産業は、紡織業の八六%を最高に、ゴム製品製造業、食料品製造業等が続いている、(表五参照)

(b) 退職者数

退職者は解雇を含め、全体で十九万人に達する、このうち男子は二万六千人で七分の一を示している、然しこのなかに死亡者、退職者も幾分含まれているので、実数は下廻る、退職十九万人のうち、女子労働者は、十万人で半数をこえ、このうち解雇は八千人、一十三人に一人の割合を示している。

なお、退職総数に対する女子労働者退職者の比率の高い産業をみると、最高が紡織業で八八%を示し、以下食料品製造業、ゴム製品製造業、卸小売業等と続いている、(表六参照)

四、産前休業

産前休業者は、総数六、四一〇人で、このうち初産者が四、八八七

人で、圧倒的に多い。

これらの産前休業者は、二、一三八事業場に散在しているのであるが、調査事業場は一、七二九事業場であるから、調査対象事業場数の大五%は妊婦を有することになる。

産前休業者は、業種からいうと紡織業(二千人)、鉱業(一千人)、化学工業(七六六人)等に多く、休業日数別にみると、休業六週間以内のものが、四、九七三人で七八%をしめる、(表七参照)

五、産後休業

産後休業者は六、六七七人で、うち初産者が四、七四四人である、休業日数からみると六週間以内のものが三、八一一人で、六週間をこえるものの場合を上廻っているが、この両者の数は、接近してきており、産前休業の場合程の隔きはみられない。

又初産者は、産前者に比し、六週間をこえて休業するものが遙かに多くなつている。

なお、産前産後ともに、初産者が各産業を通じて産前者よりも遙かに多いのであるが、鉱業の場合は特に両者の数が相接近している、(表八参照)

六、妊産婦の退職者数

昭和二十七年において、産前産後を合計して、妊産婦の退職者は、三、三五六人を示し、九六〇事業場に及んでいる、この調査においては、昭和二十七年における該当女子労働者の数を求めたものであるので、出産休暇請求者と妊産婦の退職者の内訳は必ずしも合致せず、若干のずれがあるが、便宜比較すると、出産休業女子のうち約半数は、出産の前後の何れかにおいて退職しており、初産者の六〇%は、出産とともに職場を去っている、これに対し、産前婦の退職率は二五%で、初産者に比べ遙かに低率である。

又退職者のうち、初産者は八八%をしめる、退職時期別にみると、一、七四九人、全数の五〇%が産後六週間以内に集中し、産前六週間以内が六、九四八二〇%でこれに次ぐ、以下産後六週間以降に退職したものが残っている、(表九参照)

七、軽易業務転換

転換者総数七六四人で、そのうち紡績業は半数近い三二・一人はつて
いる。以下化学工業、食料品製造業、鉱業の順となつてゐる。転換者
有する事業場は、二五四事業場一・二%に及び転換の時期からみると、産
前六週間以内に転換したものが大半を占めている。

転換内容は、流れ作業又は立作業から単独作業、坐作業、寝臥に転じ
てゐるものが多い。(表十参照)

八、育児時間

請求総数は、五九五九人で六三三事業場に及び、うち、紡績業及び鉄
業がともに二千人をこえ、両者を合計すると全体の七十%をこえる。こ
の外化学工業(四〇四人)、煙草製造業(三二五人)、食料品製造業(一
〇五人)が、他の事業場におけると同様多い。

請求された時間数についてみると午前午後各三十分のものが九五%を
占めている。(表十一参照)

九、異常産

総数九二七人で異常産者が過半数の五五七人を示す。

異常産を産業別にみると紡績業(二四六八産後休業者数に対する比率十
二%)、化学工業(二〇一人同上比率二六%)、鉄業(一六八人同上比
率九%)等に多い。(表十二参照)

十、生理休暇

生理休暇については、請求回数、請求実人員を併せて把握しようと当
初意図したのであるが、生理休暇に対する事業場の事務上の取扱がさま
ざまに異つていたため、結局総日数しかえられなかつた。即ち請求総日数は
七六万一千日、事業場にして一一三三事業場(六五%)である。これに
よると、女子労働者一人当たり年間一九日の生理休暇を請求していること
を示している。

なお、右の平均請求日数は、例年と略々同日数であるが、女子労働者
が、生理休暇として右の日数以外に生理日に休んでいることは、生理日
の休業が一般の病休(IV)とつてかわらされてゐると報告した事業場が相当数
あり、このことから明らかなである。(表十三参照)

十一、産前産後休業規則等における女子保護規定

(A) 産前産後休業

(a) 産前産後休業中の給与

産前産後の対象は、冒頭に述べたように女子労働者を五十人以上使
用する事業場であるため、調査事業場はすべて健康保険に加入し、
又は健康保険組合を設立している。

休業中の給与については、健康保険法による出産手当金のみを支
給するものが、一八八件(六七%)の多数を占める。

休業中、産前産後各六週間の範囲内で兎も角、通常労働した場合
と同額の支給するものが、三二二件(一八%)でこれに次いでいる。

又標準報酬額の大半をこえて、出産の前産後各六週間の範囲内で
支給するものが百件(六%)であり、このうち、一割乃至二割の附
加給付を組合管掌の健康保険組合において行うとするものが少な
くない。

支給金額は百%であるが、支給期間が出産の前産後各六週間をこえ
るものが、四十件(三%)で、サービス業、化学工業、運輸通信業
等に多い。

なお百%以上の何れにも該当しないとするものが九一件(六%)で
あるが、このなかには、出産の前産後九十日基本給のみとするもの

と前六週間、産後六週間を百%有給とするもの、産前三十日、産後
三十日を産率内賃金を支給とするもの、出産の前産後六週間の段階的
に減額し、出産日を中心に支給金額漸減の方法をとるもの、出産前
産後六週間は百%で、それをこえる特定期間は減額支給するもの等
がある。

なお、出産休業中の給与において、総件数は一七七六件で、本調
査対象事業場数一七二九を上回つたのは、一事業場で二以上の方法
を採っているときは、夫々一件として集計したことによるものであ
る。

右の二以上の方法を取る事業場は、殆んどが、常備労働者と臨時
労働者の間に区分を設けているものであつて、例えば、臨時工には出産

手当金が支給されないが、常備工については、通常労働に同等と同等額を支給するなどがある。類似の区分は生理休暇にも適用される。

(2) 出産休業日数

調査事業場の九十％は、労働基準法の規定と同一である。労働基準法の規定を上回るものは、一二〇件で、サービス業、卸小売業、電気機械器具製造業、運輸通信業、等が高率を示している。

(2) 生理休暇

生理休暇を有給とするものは九六五件（五八％）で支給するものを数分上回っている。

有給の定めあるもののうち、日数については、有給毎期三日とするものが最も多く四〇六件（四二％）をしめ、三日とするものがこれについて、二三大件（二四％）となっている。

(3) 育児時間

(a) 給与

育児時間を有給と定めるものが、一二五二件で七〇％である。このうち九十％以上は、通常の労働に服したと同様の取扱いを受ける。

なお、全然、記入のないもの又は有給規定を定めても、具体的な額を明らかにしないものが相当数あるが、このなかには、労働者がいないから必要がないとする事業場が少からずみられる。

(b) 時間

労働基準法どおり、一日二回各々三十分とするものが、二一〇件で全体の八十四％をしめる。労働基準法の定めを上回るものは、一〇五件（五％）で、一回四五分とするもの或いは必要時間とするものが大部分である。（表十四参照）

施設

授乳施設についてみると、専ら施設を有するものは八十七事業場（四六％）で、紡織業、化学工業、煙草製造業等に多い。

兼用の授乳施設を有するものは、七五八事業場で（四四％）であるが、大部分は、守衛室、休憩室、更衣室等を利用するものである。

托児施設は、授乳施設に比べ、遙かに少く、一〇五事業場（六％）であつた。

このうち兼用施設を有するものは四四事業場（二五％）で、煙草製造業が、一八で、圧倒的に多く、繊維業がこれについている。（表十五参照）

むすび

以上女子労働者の概要について簡単に述べた。

この調査は、最初に述べた如く、比較的労働条件に恵まれた、女子労働者五十人以上を雇用する事業場に働く女子三九万人に及ぶものである。

総理府統計局の調査によれば、昭和二十七年十二月末現在で、雇用女子労働者は、総数四三六万人であるから、この調査において、対象とされた女子労働者は、その九％にあたる。

従て、本調査に含まれなかつた女子労働者の保護の実情を詳かにすることは、今後に残された課題である。

表1 企業形態別事業場数

業 種	形 態	総 数	個人	株式	合 資	合 名	有 限	公 司	その他
農 業		1		1					
漁業及び水産業		1					1		
鉱 業		118	4	114					
建 設 業		4		4					
卸売業及び小売業		74		68			1		5
金融保険及び不動産業		44		35					9
製 造 業 計		1307	36	1170	14	16	22	31	18
食 料 品 製 造 業		49	1	46		1	1		
煙 草 製 造 業		24						24	
繊維及び衣服製造業		685	26	601	12	12	17	1	16
木材及び木製品製造業		4		4					
紙及び類似品製造業		39		38					1
印刷及び出版業		30		29				1	
化 学 工 業		144	1	140		2	1		
ゴム製品製造業		45	2	42			1		
皮革製品製造業		3		3					
ガラス及び土石製品製造業		32	1	26	2	1	1		1
第一次金属及び金属製品製造業		46	1	45					
機 械 製 造 業		66	3	60			1	2	
電気機械器具製造業		67		67					
輸送用設備製造業		35		32				3	
専門型化学・光学・機械及び時計製造業		17		17					
その他の製造業		21	1	20					
運輸通信及びその他のサービス業		83		58	2			19	4
サービス業		97	3	28	1			29	40
合 計		1729	43	1474	17	16	24	79	76

注：産業分類は日本標準産業分類による産業大分類別（但し製造業については中分類）による。

規模別事業場数

(昭和27.12.31現在)

業 種	規 模	総 数	100人未満	100人以上 200人未満	200人 300人未満	300人 400人未満	400人 500人未満	500人 1,000人未満	1,000人 2,000人未満	2,000人以上
農 業		1	1							
漁業及び水産業		1			1					
鉱 業		118	58	31	14	7	1	6	1	
建 設 業		4	1	1	1	1				
卸売業及び小売業		74	25	24	9	4	2	4	4	
金融保険及び不動産業		44	12	13	5	6	1	7		
製 造 業 計		1307	481	419	151	74	36	90	48	8
食 料 品 製 造 業		49	22	13	8	7	1	3	1	
煙 草 製 造 業		24		6	10	3	2	3		
繊維及び衣服製造業		685	218	212	81	45	21	64	39	5
木材及び木製品製造業		4	3	1						
紙及び類似品製造業		39	16	21	2					
印刷及び出版業		30	16	10	2	2				
化 学 工 業		144	58	51	11	9	3	6	4	2
ゴム製品製造業		45	16	15	8	2		1	2	1
皮革製品製造業		3	2	1						
ガラス及び土石製品製造業		32	19	11	1				1	
第一次金属及び金属製品製造業		46	26	13	5			2		
機 械 製 造 業		66	33	19	6	6		2		
電気機械器具製造業		67	23	20	12	2	6	3	1	
輸送用設備製造業		35	16	11	2	2	2	2		
専門型化学・光学・機械及び時計製造業		17	4	5	2	2	1	3		
その他の製造業		21	9	10	1			1		
運輸通信及びその他のサービス業		83	38	25	9	2	2	5	2	
サービス業		97	47	43	2	3		2		
合 計		1729	663	566	192	97	42	116	55	

注：産業分類は日本標準産業分類による産業大分類別（但し製造業については中分類）による。

(α) 昭和27.1.1現在

表3. 労働力

(β) 昭和27.12.31現在

業種	労働者数	女 子 労働者			有夫者数	女 子 労働者			有夫者数
		18歳未満	18歳以上	計 (ii)		18歳未満	18歳以上	計 (ii)	
農 業	208	1	66	67	90	1	66	67	90
漁業及び水産業	326	73	155	228	62	11	18	29	18
鉱 業	236,151	455	20,076	20,531	8	5,892	234,129	395	19,060
建設業	4,286	10	649	659	15	119	4,641	4	793
卸売業及び小売業	30,618	933	16,104	17,037	56	908	32,081	676	17,140
金融、保険及び不動産業	28,299	262	10,597	10,859	32	775	30,268	285	10,988
製造業計	856,720	94,342	251,399	345,741	39	24,626	824,932	83,043	234,607
食料品製造業	19,699	2,145	6,502	8,647	44	1,093	20,321	2,106	6,904
煙草製造業	13,397	808	6,623	7,431	56	1,310	13,741	965	6,734
繊維及び衣服製造業	298,680	76,951	152,865	229,816	75	10,413	265,586	63,956	135,957
木材及び木製品製造業	893	51	261	312	34	32	938	63	259
紙及び類似品製造業	26,862	326	4,159	4,485	17	723	26,729	382	4,169
印刷及び出版業	19,553	398	3,230	3,628	18	613	20,897	510	3,257
化学工業	139,234	6,401	27,108	33,509	24	3,203	136,812	5,936	27,206
ゴム製品製造業	19,670	1,976	9,338	11,314	59	1,969	19,969	2,620	9,258
皮革製品製造業	678	240	240	240	34	219	646	219	219
ガラス及び土石製品製造業	16,050	726	4,105	4,831	30	574	15,059	574	3,877
窯業及び土石製品製造業	43,658	631	5,459	6,090	14	1,172	43,077	670	5,256
機械製造業	91,831	909	8,748	9,657	10	1,176	92,207	1,067	8,453
電気機械器具製造業	48,144	1,654	10,836	12,490	27	1,187	50,135	2,365	11,366
輸送用設備製造業	96,840	196	6,218	6,414	6	930	96,500	175	6,090
専門理化学、光学、電機及び時計製造業	15,387	725	3,081	3,806	26	314	16,429	1,166	3,144
その他の製造業	6,144	445	2,626	3,071	50	590	5,886	488	2,458
運輸通信及びその他の公共事業	129,415	1,937	13,080	15,017	12	1,552	127,413	2,407	13,262
サービス業	32,514	483	11,110	11,593	36	1,447	33,401	452	11,408
合 計	1,318,597	98,495	323,236	421,731	31	36,472	1,287,412	87,304	307,492

註 産業分類は、日本標準産業分類による産業分類(但し、製造業については中分類)による。

表4. 労働者数の推移

表5. 新規採用者数

業種	労働者数	従業員総数(1)	女子	男子	計(1)	(1)/(2) X 100	新規採用者数(1)	女子	男子	計(1)	(1)/(2) X 100
			満18才未満	満18才以上				満18才未満	満18才以上		
農林業	21		0	2	2	100	11	0	4	4	36%
漁業及び水産業	11	Δ 31	11	Δ 20			27	26	70	96	57
鉱業	Δ 2,022	Δ 60	Δ 1,016	Δ 1,076			2,021	356	2,149	2,505	8
建設業	355	Δ 6	144	138			1,096	1	388	389	35
卸売業及び小売業	1,463	Δ 257	1,036	779			1,527	341	2,660	3,001	66
金融保険及び不動産業	1,969	23	39	414			1,975	162	1,370	1,532	40
製造業計	Δ 31,788	Δ 11,299	Δ 16,091	Δ 28,091			31,595	48,950	28,641	68,591	61
食料品製造業	622	Δ 39	52	363			1,197	1,023	1,872	3,195	76
煙草製造業	344	157	11	268			202	642	183	825	69
繊維及び繊維製品製造業	Δ 3,094	Δ 12,995	1,508	Δ 28,903			5,289	28,712	14,933	43,645	86
木材及び木製品製造業	45	12	2	10			138	27	43	70	51
紙及び類似品製造業	Δ 133	56	10	66			2,089	264	470	734	35
印刷及び出版業	1,341	112	27	109			2,80	370	526	896	27
化学工業	Δ 2,022	Δ 465	98	Δ 367			1,417	2,809	2,571	5,380	47
ゴム製品製造業	297	644	Δ 80	564			5,831	2,101	2,574	4,675	80
皮革製品製造業	Δ 32	0	Δ 21	Δ 21			1,41	0	20	20	49
ガラス及び土石製品製造業	Δ 991	Δ 152	Δ 228	Δ 380			1,635	274	439	713	44
非金属製品製造業	Δ 581	Δ 39	Δ 203	Δ 164			1,404	363	618	981	29
機械製造業	376	158	Δ 295	Δ 137			9,619	576	1,464	2,040	21
電気機械器具製造業	1,991	711	530	1,241			5,795	1,502	1,377	2,879	50
輸送用設備製造業	Δ 380	Δ 21	Δ 128	Δ 149			9,844	70	464	834	8
専門理化学、光学機械及び時計製造業	1,042	441	63	504			1,698	618	179	797	47
その他の製造業	Δ 268	43	Δ 768	Δ 125			1,446	299	608	907	63
輸通信及びその他のサービス業	Δ 2,002	470	182	652			1,016	1,566	1,947	3,513	32
サービス業	887	Δ 31	298	267			1,024	392	2,350	2,742	46
計	Δ 31,125	Δ 11,191	Δ 15,744	Δ 26,925			72,782	42,794	39,579	82,373	48

註1/産業分類は、日本標準産業分類による産業大分類別（但し、製造業については中分類）による

2/本表は、前表の昭和27年12月31日現在の労働者数から同年1月1日現在の分を差し引いた数をわけてΔは「減」を示す。

業 区 分 種 別	総 数			性 別	
	任意退職	解 雇	計 (i)	満18才未満	満18才以上
農 業	7	1	7		
漁業及び水産業	32		32	9	
鉱 業	27,043	5,484	32,527	175	
建設業	515	131	646		
卸売業及び小売業	2,702	308	3,010	47	
金融、保険及び不動産業	1,700	146	1,846	33	
製造業計	118,797	18,193	136,990	23,491	68,003
食料品製造業	2,650	829	3,479	632	2,847
繊維製造業	865	23	888	43	845
紡織品及び衣服製造業	76,456	4,603	81,059	19,828	61,231
木材及び木製品製造業	128	3	131	25	106
紙及び類似品製造業	1,405	659	2,064	84	1,980
印刷及び出版業	1,831	156	1,987	184	1,803
化学工業	9,571	3,936	13,507	914	12,593
金属製品製造業	4,496	969	5,465	704	4,761
皮革製品製造業	63	5	68		68
ガラス及び土石製品製造業	2,227	351	2,578	224	2,354
窯業、土石製品製造業	2,853	1,001	3,854	112	3,742
機械製造業	5,735	2,380	8,115	168	7,947
電気機械器具製造業	2,719	392	3,111	298	2,813
輸送用設備製造業	5,969	2,669	8,638	24	8,614
専門理化学、光学機械 及び時計製造業	594	66	660	81	579
その他の製造業	1,244	351	1,595	170	1,425
運輸通信及びその他の 公共事業	8,072	912	8,984	409	8,575
サービス業	4,151	895	5,046	143	4,903
合 計	165,099	26,069	191,168	24,305	166,863

註 産業分類は、日本標準産業分類による産業大分類別（但し、製造業については中分類）による。

業 区 分 種 別	総 数			性 別		合計 (ii)	(i) × 100
	任意退職	解 雇	計 (i)	満18才未満	満18才以上		
農 業	7	1	7			2	29
漁業及び水産業	32		32	9	20	29	76
鉱 業	27,043	5,484	32,527	175		3,600	10
建設業	515	131	646			258	40
卸売業及び小売業	2,702	308	3,010	47		2,011	68
金融、保険及び不動産業	1,700	146	1,846	33		1,130	64
製造業計	118,797	18,193	136,990	23,491	68,003	93,479	68
食料品製造業	2,650	829	3,479	632	2,847	2,704	80
繊維製造業	865	23	888	43	845	544	61
紡織品及び衣服製造業	76,456	4,603	81,059	19,828	61,231	71,054	88
木材及び木製品製造業	128	3	131	25	106	77	59
紙及び類似品製造業	1,405	659	2,064	84	1,980	687	33
印刷及び出版業	1,831	156	1,987	184	1,803	818	41
化学工業	9,571	3,936	13,507	914	12,593	5,500	41
金属製品製造業	4,496	969	5,465	704	4,761	4,118	75
皮革製品製造業	63	5	68		68	40	59
ガラス及び土石製品製造業	2,227	351	2,578	224	2,354	1,096	43
窯業、土石製品製造業	2,853	1,001	3,854	112	3,742	1,115	29
機械製造業	5,735	2,380	8,115	168	7,947	1,860	23
電気機械器具製造業	2,719	392	3,111	298	2,813	1,747	56
輸送用設備製造業	5,969	2,669	8,638	24	8,614	876	10
専門理化学、光学機械 及び時計製造業	594	66	660	81	579	303	46
その他の製造業	1,244	351	1,595	170	1,425	860	54
運輸通信及びその他の 公共事業	8,072	912	8,984	409	8,575	2,825	31
サービス業	4,151	895	5,046	143	4,903	2,263	40
合 計	165,099	26,069	191,168	24,305	166,863	105,678	55

(8)

表 公 產 前 休 業 者 教

表 8. 產後休業者数

業種	区分	休業者数		休業日		敬	進新休業者 有転職者	休業者数	休業日		不明	数	定在休業者 有仕事場者
		△通周以内	△通周を超え	△通周以内	△通周を超え								
農	農	21	1	21	1	1		21	21	1	1		1
	林業	13		13				13	13				
	漁業	15		15				15	15				
工業	工業	641	485	154	22			735	384	2	2		108
	化学工業	413	337	75	1			510	298	2	2		
	機械工業	6054	222	229	3		107	1245	707	4	4		32
商業	商業												
	卸売業	127	65	61	1			122	45	76	1		16
	小売業	10	6	3	1			13	5	7	1		
製造業	製造業	137	71	64	2		33	135	50	83	2		
	食品工業	71	52	19				83	44	39			
	化学工業	5	4	1				5	4	1			
建設業	建設業	76	56	20			18	88	48	40			
	土木建築	3528	2740	811	27			4590	1999	1526	65		
	電気機械	1189	991	195	3			1246	761	361	24		
運輸業	運輸業	22	12	10				22	22				
	鉄道	4282	3243	1016	30		872	4458	2782	1987	89		866
	航空	121	91	30				121	70	41	10		
情報業	情報業	57	52	5				66	50	13	3		34
	印刷	178	143	35			36	187	130	54	13		
	出版	221	177	50				226	213	13			
サービス業	サービス業	102	76	26			24	110	107	3			
	飲食	323	247	76				336	320	16			
	娯楽	1432	1092	324	16			1449	737	688	24		
金融業	金融業	582	490	92				622	326	284	13		
	銀行	2014	1582	416	16		425	2071	1063	972	36		820
	証券	4	1	3				3	1	2			
公共事業	公共事業	4	1	3			3	4	1	2			
	水道	173	108	65				111	60	51	17		
	下水道	40	35	5				89	21	68			
その他	その他	150	138	12				165	98	67			
	電気	67	47	20				117	62	55			
	ガス	10	8	2				18	10	8			
合計	合計	629	457	172				737	488	319	128		
	男性	424	308	116				522	334	212	88		
	女性	205	149	56				215	154	107	40		

[illegible]

註 産業分類は、日本標準産業分類による産業大分類とし、製造業については中分類)による。

表10 軽易業務転換者数

業 区 分	事業場数	転換者数	転換時期		転換者を含む事業場数	請求人員	手次(前年度)	
			前年度以前	前年度以内			前年度以前	前年度以内
農 業	1	1	1	1		15	15	
漁業及び水産業	1							
鉱 業	118	53	22	31	16	2,027	1,364	6
建設業	4	1	1		1			
卸売業及び小売業	74	60	17	1	5	35	32	
金融保険及び不動産業	44	13		13	1	36	36	
製造業計	1,307	662	424	238	203	3,729	3,587	142
食料品製造業	49	89	67	22	17	105	99	
煙草製造業	24	38	26	12	6	395	395	
繊維及び服飾品製造業	685	320	171	149	117	2,289	2,215	
木材及び木製品製造業	4	2	2		2	2	2	
紙及び類似品製造業	39	25	20	5	5	98	69	
印刷及び出版業	30	3	1	2	2	7	6	
化学工業	144	111	80	31	23	404	393	
ゴム製品製造業	45	29	26	3	10	104	104	
皮革製品製造業	3	6	6		1	2	2	
ガラス及び土石製品製造業	32	9	3	6	5	49	36	
鉄及び鋼製品製造業	46	14	12	2	6	59	46	
機械製造業	66	6	5	1	3	71	66	
電気機械器具製造業	67	3	2	1	3	77	75	
輸送用設備製造業	35					39	38	
専門理化学、光学機械及び時計製造業	17					8	8	
その他の製造業	21	7	3	4	13	20	17	
運輸通信及び他の公共事業	88	16	15	1	7	71	61	
サービス業	97	1	1		1	46	38	
合 計	1,729	764	480	284	234	5,959	5,727	

注 産業分類は、日本標準産業分類による産業大分類別(但し、製造業については中分類)による。

表11 育児休暇

表12 異常産件数

表13 生理休暇

業 区 分	常 産			計	請求日数 日	生理休暇の請求 を受けた 事業場数
	異常分規	異常産率				
				2		
61	56	39	11	116	25,990	88
					2,816	1
14	8	7		15	35,953	44
3	4	1		5	7,558	20
22	450	221	79	753	61,318.5	876
1	28	7	4	39	23,054	23
	15	14	1	30	20,745	24
	159	72	15	246	337,800	437
	1		1	2	187	2
	25	11	13	49	9,628	31
	5	2		7	23,952	22
	130	46	25	201	89,908	88
	4	14	2	20	4,971.5	31
		1		1	33	2
	9	7	1	17	6,258	18
	2	7		9	8,879	32
	11	17	3	31	14,937	52
	21	7	5	33	47,579	55
	33	11	9	53	11,463	31
	7	4		11	14,562	15
	3	1		4	2,362	13
	16	2	1	19	60,335	62
	9	7	1	17	9,769	42
	557	277	93	927	761,738.5	1,133

表 14. 就業規則

(1) 産前産后休業 a. 給与

業 種	区 分	申請 届出	産前産后休業 6割支給	産前産后休業 6割超2割未満	産前産后休業 2割以上	産前産后休業 2割以上 かつ 産前産后休業 2割未満	産前産后休業 2割以上 かつ 産前産后休業 2割未満
農 業		1	1				
漁業及び水産業		1	1				
鉱 業		118	95	11	12		
建 設 業		4	2		1		
卸売業及び小売業		74	21	7	33		
金融保険及び不動産業		44	4	6	21		
製造業 計		1307	1015	72	159		
食料品製造業		49	36	6	5		
煙草製造業		24			24		
繊維及び衣服履物製造業		685	623	21	33		
木材及び木製品製造業		4	4				
紙及び類似品製造業		39	17	2	19		
印刷及び出版業		30	14		10		
化 学 工 業		144	81	18	45		
ゴム製品製造業		45	43		3		
皮革製品製造業		3	1		1		
ガラス及び土石製品製造業		32	26	2	5		
非鉄金属及び金属製品製造業		46	37	2	2		
機 械 製 造 業		66	42	5	11		
電気機械器具製造業		67	44	6	7		
輸送用設備製造業		35	19	7	6		
専門理化学、光学材料 及び時計製造業		17	8	3	5		
その他の製造業		21	21				
運輸通信及びその他の公共事業		83	33	1	40		
サ ー ビ ス 業		97	16	3	49		
合 計		1729	1189	100	322		

註 産業分類は、日本標準産業分類による産業大分類別（但し、製造業）

休業日数

(2) 生理・休暇

業 種	区 分	有 給	無 給	記入なし	1 日	2 日	3 日	4 日以上	不 明	計	無 給	記入なし
農 業												
漁業及び水産業												
鉱 業		124	110	6	2	9	69	2	- 8	88	29	1
建 設 業		4	4		1					1	3	
卸売業及び小売業		61	9	4	21	10	5		19	63	10	1
金融保険及び不動産業		25	4	5	5	25	1		6	37	2	5
製造業 計		1193	76	38	142	304	118	2	63	629	637	48
食料品製造業		48		1	3	9	1			13	22	4
煙草製造業		24	0			20				24		
繊維及び衣服履物製造業		16	31	58	126	38	2	29	253	392	40	
木材及び木製品製造業		4		1	1					2	2	
紙及び類似品製造業		9		2	3	18				23	15	1
印刷及び出版業		5	1	17	3					20	10	
化 学 工 業		15	4	20	46	15		10	91	52	11	
ゴム製品製造業		5		15	4	1		5	25	20		
皮革製品製造業		3			2					2	1	
ガラス及び土石製品製造業		1	1	2	7					9	23	1
非鉄金属及び金属製品製造業		1	5	1	8	9		4	22	25		
機 械 製 造 業		56	10	12	10	12		5	47	21		
電気機械器具製造業		57	10	18	21	7		5	51	16	1	
輸送用設備製造業		31	3	2	13	11		2	28	9		
専門理化学、光学材料 及び時計製造業		16	1	7	2	3		2	14	3		
その他の製造業		19	2	1	3			1	5	16		
運輸通信及びその他の公共事業		72	10	2	35	19		9	65	18	1	
サ ー ビ ス 業		68	22	7	7	15	24		36	82	8	7
合 計		1552	120	57	178	406	236	4	141	965	709	63

(2)

(3) 有見時間

業 種 区 分	事業場数	有 見 時 間				無 給 記 入 な し	1日2回 各30分	30分以上 2回以上	計 入 な し
		60分以下	100分	不明	計				
農 業	1					1			
漁業及び水産業	1					1			
鉱 業	118	5	86	12	103	12	3	105	4
建 設 業	4		1	2	3		1		
卸売業及び小売業	74	1	41	13	55	4	15	56	5
金融・保険及び不動産業	44		20	7	27	1	16	25	15
製 造 業 計	1307	17	762	141	920	267	120	1139	17
食料品製造業	49		25	8	33	6	10	40	1
煙草製造業	24		23		23		1	23	
紡績及び衣服製造業	685	8	322	98	428	161	96	564	32
木材及び木製品製造業	4		2	1	3		1	3	
紙及び紙製品製造業	39		32	3	35	4		34	5
印刷及び出版業	30		22	2	24	5	1	27	
化学工業	144	3	107	9	119	23	2	139	2
非鉄金属製造業	45	1	30	4	35	10		44	
皮革製品製造業	3		1	1	2	1		3	
ガラス及び土石製品製造業	32		23	7	24	6	2	29	
鉄鋼及び金属製品製造業	46		35	2	37	7	2	40	
機械製造業	66	2	46	5	53	13		62	4
電気機械器具製造業	67	1	46	5	52	12	3	64	3
輸送用設備製造業	35		27	1	28	6	1	33	1
専門理化学検査機械 及び時計製造業	17	1	12	1	14	3		16	
その他の製造業	21	1	9		10	10	1	18	25
運輸通信及び他の公共事業	83		57	13	70	7	6	69	18
サービス業	97	1	52	21	74	3	20	61	15
合 計	1729	24	1019	209	1252	296	181	1460	92

注 産業分類は、日本標準産業分類による産業大分類別（但し、製造業については中分類）による。

2. 托 退				
専 用	不 明	専 用	兼 用	不 明
59		7	12	1
2	11			1
27			1	
8				
15	15	35	36	9
1	1			
		18	4	
13		8	24	8
			3	
		1	2	
1		3		
			1	
		1		1
		1	2	
13		1		
			2	
		1		
16	44	51	10	